

- 第 1 条 この支部は、一般社団法人 蔵前工業会岡山県支部と称し、原則として岡山県内在住又は在職もしくは参加希望する蔵前工業会会員をもって組織する。
- 第 2 条 この支部は、主たる事務所を支部長宅におく。
- 第 3 条 この支部は、科学技術及び工業の発展に資するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第 4 条 この支部は、定款の目的を達成するため、適宜次の事業を行う。
 (1) 科学技術及び工業の振興並びにこれらに関する教育・啓発及び人材の育成に資する事業
 (2) 講演会、見学会、交流会等の事業
 (3) その他蔵前工業会の目的を達成するために必要な事業
- 第 5 条 この支部の事業年度を4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第 6 条 この支部は、以下の支部役員をおく。
 支部長 1名
 幹事 3～8名
 会計幹事 1名
 支部情報管理者 1名（必要に応じて副1名をおくことができる）
 支部監事 1名
 幹事と支部情報管理者の兼務は可とする。
- 第 7 条 1 支部長は支部の活動を統括し、支部総会及び支部役員会の決議事項を執行し、本部事務局への報告を行う。
 2 この支部は、支部役員から成る支部役員会をおく。
 3 幹事は支部長を補佐し、支部総会及び支部役員会で承認された事業計画他を遂行する。
 4 会計幹事は支部の会計を管理し、予算書及び決算書の取りまとめを行う。
 5 支部情報管理者は本部事務局と連携し、支部会員データを維持・更新する。
 6 支部監事は、支部会計の内部監査を担当する。決算報告は支部総会並びに本部への報告前に、支部監事の監査を受けなければならない。
- 第 8 条 1 支部長の任期は2年とし、重任を妨げない。
 2 支部長以外の支部役員の任期は、2年とし、重任は妨げない。但し、転勤等で交替するときは、後任幹事を指名してからとする。
 3 支部長に事故等が発生し職務が遂行できない場合は、最年長支部役員が臨時役員会を招集して支部長代行もしくは新支部長を選出し、結果を本部に報告する。
- 第 9 条 1 この支部に蔵前工業会から交付される事業費は、経費に当てるものとする。
 2 経費及び事業費に不足が生じた場合は、参加者からその都度会費として徴収することができる。

- 第 10 条 1 この支部は、毎年1回支部総会を開き、以下の事項について報告又は決議を行う。
但し、必要な場合には臨時支部総会を開くことができる。
- (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 支部長及び支部役員人事
 - (4) その他、支部運営に関する事項
- 2 支部の事業報告・決算及び事業計画・予算については、支部役員会で承認された場合は、**支部**総会への報告事項とすることができる。
- 3 支部役員会における決議事項は、役員の過半数をもって決議する。
- 4 支部総会における決議事項は、出席者の過半数をもって決議する。
- 5 支部総会の決議事項については、速やかに本部事務局長に報告を行う。
- 6 但し、決算及び予算については、支部総会で報告・決議される以前であっても、支部役員会の承認を得ていれば、本部事務局長へ報告することができる。

- 附 則 1 この規定の改廃は、「蔵前工業会 支部の設置に関する規定」に従い、支部総会で承認の上、蔵前工業会理事会に届出るものとする。
- 2 この規定は、平成23年度の支部総会で決議された日から施行する。

以上

[改定履歴]

- <0> H23.6.25 支部総会で支部規定を採択。
- <1> H24.6.23 本部指示により、第10条2項の「総会」を「支部総会」に変更。